



平成 27 年 9 月 4 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ジ ー エ ヌ ア イ グ ル ー プ
代 表 者 名 取 締 役 代 表 執 行 役 社 長 イ ン ・ ル オ
兼 CEO
(コード番号: 2160 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 代 表 執 行 役 ト ー マ ス ・ イ ー ス ト リ ン グ
C F O
(TEL. 03-6214-3600)

有償ストックオプション（新株予約権）の割当に関する内容等確定のお知らせ

平成27年8月17日付の取締役会決議による委任に基づき、平成27年8月20日付の経営会議で決議しました当社取締役7名に対して割当て有償ストックオプション（新株予約権）の内容等が、本日、下記の通り確定しましたのでお知らせ致します。

| | | |
|---|--|---|
| 1 | 新株予約権の名称 | 第39回新株予約権 |
| 2 | 募集新株予約権の数 | 1,910個 |
| 3 | 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 1,910,000株 |
| 4 | 新株予約権についての金銭の払込み | 本新株予約権1個当たりの発行価額は453円とする。 |
| 5 | 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格 | 新株予約権1個当たり 221,000円 株式1株当たり 221円 |
| 6 | 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額 | 株式1株当たり 111円 |
| 7 | Ⅱ 新株予約権の発行要項 3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件 | ④上記①に記載した平成28年12月期の連結損益計算書の確定前に、(i)当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき（ただし、いずれの場合でも、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。）、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は (iii) 当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。 |

【ご参考】

- (1) 発行経営会議決議日 平成 27 年 8 月 20 日
(2) 割当日 平成 27 年 9 月 4 日

以 上